

# 神崎市公式ホームページ広告掲載取扱基準

平成 20 年 4 月 30 日

秘 第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、神崎市公式ホームページ広告掲載要綱（平成 20 年 4 月 30 日要綱第 13 号。以下「要綱」という。）第 3 条に基づき、広告に関する取扱基準について定めるものである。

(広告掲載の範囲)

第 2 条 要綱第 3 条第 1 項第 8 号の規定により、適当でないと市長が認めるものは、次に定めるものをいう。

- (1) 広告主が明確でなく、責任の所在が不明確なもの
- (2) 申込者以外の者の広告となるもの
- (3) 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明のもの
- (4) 権利関係を確認できない不動産、ゴルフ会員権などに関するもの
- (5) 「不動産の表示に関する公正競争規約」（公正取引委員会認定）の表示に関する規定に反しているもの
- (6) 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、内容が不明確なもの
- (7) 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件などが不明確なもの
- (8) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種に関するもの
- (10) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年 5 月 13 日法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- (11) 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- (12) ギャンブルに関するものやギャンブルを奨励する内容のもの
- (13) たばこに関するものや喫煙行為を奨励する内容のもの
- (14) 酒類に関するものや飲酒を奨励する内容のもの
- (15) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）に定める暴力団に関するもの
- (16) 寄附金の募集に関するもの
- (17) いわゆる健康食品に関するもので、医薬品的な効能・効果を表現しているもの
- (18) 皇室の写真、紋章、その他皇室関係のものを使用したもの

- (19) 個人・団体の意見広告、名刺広告、謝罪・釈明に当たるもの及び売名目的のもの
  - (20) 社会問題などについての主義主張や係争中の問題についての声明に関するもの
  - (21) 公的機関・行政機関から指名停止などの行政指導、処分を受け、その後も改善がなされていないもの
  - (22) あたかも神崎市が推奨しているかのような表現を含むもの又は神崎市ホームページの一部であるかのような誤解を与える恐れのあるもの
  - (23) 神崎市の推進している施策に反するもの
  - (24) その他当該申込者に係る情報を考慮し、掲載が適当でないと市長が判断するもの
- (広告の表現)

第3条 神崎市ホームページに広告を掲載する広告表現については、要綱に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 禁止する表現

次の表現を含む広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりする恐れがあるため、使用することができない。

ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

イ アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

ウ ラジオボタン（あたかも選択が可能できるような誤解を与えるもの）

エ テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

オ プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(2) 神崎市ホームページとの区別化

閲覧者が神崎市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがある表現又は閲覧者が神崎市の事業であると錯覚する恐れのある表現を使用してはならない。

(3) 色調及び解像度

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(4) その他注意事項

ア 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること。

イ 閲覧者の誤解や錯覚を起こさせるような表現を用いないこと。

ウ 閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと。

(広告掲載開始及び終了)

第4条 広告の掲載開始及び終了作業は、要綱第6条第2項に規定する猶予期間中に行うものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年8月4日から施行する。